

「ありがとう湯沢」応援感謝券取扱店マニュアル

湯沢町のふるさと納税の返礼品である「ありがとう湯沢」応援感謝券（以下「感謝券」という。）の取扱店にご登録いただくにあたり、下記の内容を遵守してください。

（１）「ありがとう湯沢」応援感謝券について

- ① 感謝券は、湯沢町のふるさと納税の返礼品として、寄附者にお贈りしている地域内共通券です。
- ② 感謝券は、取扱店にて提供される地場製品の代金に対し利用できる地域内共通券です。
- ③ 感謝券は、地場製品以外の提供に係る代金に利用することはできません。

（２）金額及び釣銭について

- ① 感謝券は、1枚 1,000 円です。
- ② 感謝券は、釣銭のお返し及び現金との交換はできません。

（３）有効期限について

- ① 感謝券は、有効期限内に限り利用することができます。
- ② 感謝券の有効期限は、感謝券の表面に記載してあります。
- ③ 感謝券の有効期限を過ぎていたものを誤って利用させてしまった場合、その分の感謝券の換金請求はできません。

（４）発行番号及び偽造防止印刷（ホログラム）について

- ① 感謝券は、表面に発行番号及び偽造防止のためのホログラムを印刷しています。
- ② 発行番号及びホログラムが印刷されていない感謝券は利用できません。
- ③ 発行番号及びホログラムが印刷されていない感謝券を発見した場合は、利用をさせないとともに、早急に湯沢町企画観光課（025-784-4850）にご連絡ください。

（５）地場製品について

- ① 地場製品とは、国の定める地場製品基準を満たしている商品又はサービスです。本マニュアル裏面の別表「取扱店における地場製品基準を満たす商品又はサービスの例」でご確認ください。
- ② 取扱店において、感謝券の利用対象とする地場製品（以下「対象地場製品」という。）は、別紙「ありがとう湯沢」応援感謝券取扱店地場製品取扱調査票に記載して提出してください。
- ③ 対象地場製品と対象地場製品以外の商品の両方を取扱っている店舗については、対象地場製品には感謝券が利用できる旨の掲示をしてください。また、レジや店舗内に対象地場製品一覧を掲示するなどの対応も行ってください。
- ④ 対象地場製品と対象地場製品以外の商品の両方を取扱っている店舗において、店舗利用者が会計を感謝券で支払う際には、対象地場製品と対象地場製品以外の商品を明確に分けて清算してください。また、感謝券を利用した対象地場製品がわかるレシート等を保管し、町への請求の際に添付してください。

例：合計金額が 5,000 円で、対象地場製品 A（代金 3,500 円）と対象地場製品以外の商品 B（代金 1,500 円）が混在する清算の場合

→ Aの代金のうち、3,000 円分は感謝券で清算し、Aの残額 500 円とBの代金の合計 2,000 円を現金等で清算する。

(6) 町への請求について

- ① 対象地場産品の提供代金として受け取った感謝券は、裏面にある「取扱店」欄に取扱店の名称（ゴム印可）を記入し、町への請求時に請求書に添付してください。
- ② 対象地場産品と対象地場産品以外の商品の両方を取扱っている店舗については、感謝券を利用した対象地場産品がわかるレシート等を添付してください。

(7) 取扱店マニュアルへの違反について

- ① 取扱店マニュアルに記載の内容への違反が確認された場合、町から取扱店へマニュアルを遵守するよう指導を行います。
- ② 取扱店が町からの指導に従わない場合、取扱店の取消しの措置を行います。

////////////////////////////////////

別表 取扱店における地場産品基準を満たす商品又はサービスの例

取扱店区分	地場産品基準を満たすもの
スキー場関連	リフト券、飲食、レッスン・レンタル・チューンナップ等の代金
温泉施設	入浴、飲食、館内サービス等の代金
宿泊施設	宿泊、飲食、館内サービス等の代金
レジャー施設	入場料、遊技料、飲食等の代金
飲食店	飲食・テイクアウト代金
商店 ドラッグストア、ホームセンター	町内で生産・製造される農産物、食品、お酒、加工品など
自動車販売店 整備工場、カー用品店	車両整備に係る人工代や工賃
ガソリンスタンド	洗車やオイル交換等の整備代金
タクシー	町内で乗車または降車する輸送
土木・建設業	施工に係る人工代や工賃
電気・設備業	施工に係る人工代や工賃
理容・美容室	カット、カラー等の施術料
その他の事業所	地場産品基準に適合する商品・サービスの提供

【地場産品基準の例】

地場産品基準	例
① 町内で生産されるもの	・地場農産物 ・町内で採取された水など
② 商品の主要な部分の原材料が町内で生産されたもの	・町内で生産されたものを町外で加工するものなど
③ 商品の主要な部分が町内で製造、加工調理されているもの	・町外で生産されたもの町内で加工を行っている惣菜などの食料品 ・町内で加工から組立まで行っている家具などの加工品
④ 商品の流通構造上、近隣市町村で生産されたものとの混在が避けられないもの	・農協等を集約され南魚沼産コシヒカリとして出荷される米 など
⑤ 町内で提供されるサービス	・宿泊 ・飲食 ・タクシー ・施設利用料・施工料・各種サービス料